

豊岡市役所本庁舎内での弁当等販売に係る仕様書

1 使用条件等について

- (1) 販売できる商品は、弁当、おにぎり、パン及びその場での調理を要しない食品に限ること。
- (2) 期間を通じ市役所来庁者及び市職員を対象として、継続的に販売すること。
- (3) 販売スペースを、弁当等の販売目的以外に使用することはできません。
- (4) 販売時間は、準備及び片付けを含めて、平日の午前 11 時から午後 2 時まで（販売については、午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分まで）とします。
- (5) 弁当等の販売にあたり、原則、電気・ガス・水道を使用することはできません。（空調及び照明設備は除く。）
- (6) 弁当等販売に関する問い合わせ及び苦情については、販売事業者の責任において対応すること。
- (7) 災害時や市の都合等により弁当等の販売を中止し、または、販売場所を変更する場合があります。

2 衛生管理について

- (1) 販売用テーブルの使用前後の消毒及び清掃は、販売事業者で行うこと。
なお、汚れの拭き取りを目的とする水道の使用は認めますが、清掃用具等は販売事業者で準備すること。
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令に定める関係機関への申請、届出については、すべて販売事業者の負担で行うこと。
- (3) 販売にあたっては、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うこと。
また、食中毒等事案発生時には、速やかに総務課行政係に報告するとともに、すべて事業者の責任と負担において対処すること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

3 環境への配慮

- (1) 販売する弁当容器については、繰り返し使えるリユース食器の使用、または、バガス容器や紙製の容器など環境に配慮した素材の使用に努め、使い捨てのプラスチック容器の使用はできるだけ避けること。
- (2) 販売商品の引き渡し時のレジ袋は不要であること。

4 弁当等の搬入出について

- (1) 弁当等の搬入及び搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げとならないよう配慮すること。
- (2) 車両の駐車については、市が貸与する駐車定期券を使用し、市役所東駐車場を利用すること。

5 販売期間について

- (1) 販売期間は、2026 年 10 月 1 日（木）から 2027 年 3 月 31 日（水）までとする。（土・日・祝日を除く）
販売期間の延長については、2027 年 2 月頃に調査させていただきます。
- (2) 事務局の指示に従わない場合等、本事業の事業者として不適当と認められる場合は、審査の上、販売事業者としての決定を取消すことがあります。
- (3) 販売事業者の都合により販売を辞退する場合は、1 カ月前までに総務課行政係に連絡してください。
- (4) 市の都合により弁当等販売事業を終了する場合は、1 カ月前までに各事業者連絡します。

6 その他

募集要項及びこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めるものとする。

(2026 年 9 月 1 日改定)